

「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな世界公共・金融債オープン」の
信託約款変更公告

今般、弊社は、信託報酬率を改定するため、「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな世界公共・金融債オープン」の約款を、令和6年2月22日付金融庁長官認可に基づき、令和6年4月1日より、以下の通り変更いたします。

信託約款の変更の内容および変更について異議のある委託者および受益者は、令和6年3月29日までに、弊社までお申し出下さい。

記

「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな世界公共・金融債オープン」約款

第15条（信託報酬）

- (1) 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、年率0.7%の信託報酬率を乗じて得た額とします。
- (2) 現行の(2)に同じ
- (3) 現行の(3)に同じ

附則

第1条

- (1) 下記の新旧対照表で示される約款第15条第1項の変更は令和6年4月1日に効力が生じる。
- (2) 第1項で定める約款変更の効力が令和6年3月26日から同年9月25日までの計算期間の期中に生じることに伴い、当該計算期間のうち令和6年3月26日から同年3月31日までの期間における信託報酬率は、下記の新旧対照表の変更前の信託報酬率とし、当該計算期間のうち令和6年4月1日から同年9月25日までの期間については、下記の新旧対照表の変更後の信託報酬率とする。

新旧対照表（変更部分に下線を付す。）

変更前	変更後
第15条（信託報酬） (1) 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、 <u>年率1.25%</u> の信託報酬率を乗じて得た額とします。	第15条（信託報酬） (1) 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、 <u>年率0.7%</u> の信託報酬率を乗じて得た額とします。

以上

以上、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条の規定により公告します。

令和6年2月29日

株式会社りそな銀行
大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号